

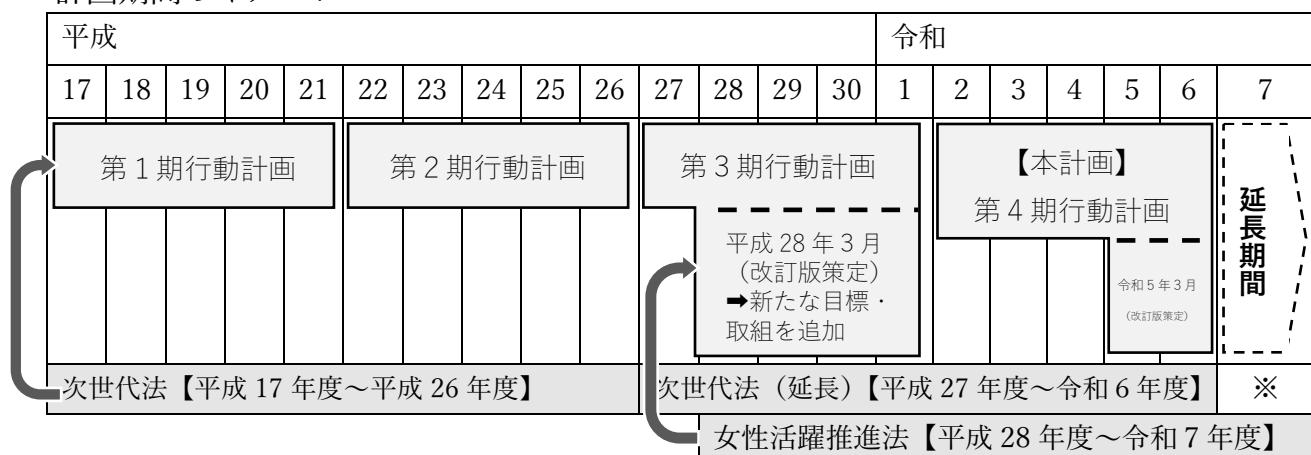
第4期特定事業主行動計画の期間延長及び目標項目の追加について

1 計画期間の延長

第4期特定事業主行動計画（以下「第4期行動計画」という。）は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間としていましたが、改正された次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に対応するとともに、令和7年度に期限を迎える女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）の改正状況を踏まえるため、計画期間を1年間延長します。

令和2年4月1日から令和8年3月31日までの6年間を第4期行動計画の期間とします。

<計画期間のイメージ>



※次世代法は令和17年3月末（10年間）まで延長

2 目標項目の追加

延長期間においても、特定事業主として板橋区に勤務する職員が活躍できる職場環境の実現にむけ、目標項目及び目標値を追加します。

目標分類	追加する目標項目	目標値
① 仕事と子育ての両立	子の出産年度に2週間以上の育児休業を取得した男性職員の育児休業取得率	85%以上
② 仕事と生活の調和	ストレスチェックの受検率	85%以上
③ 女性の職業生活における活躍の促進	婦人がん検診の受診率	85%以上

3 第4期行動計画の取扱い

「第4期板橋区特定事業主行動計画【改訂版】」と「第4期特定事業主行動計画の期間延長及び目標項目の追加について」をもって、令和7年度の第4期行動計画とします。